

事務室より (H30年度 No.4)

文責 山崎理奈

1学期もあと1ヶ月になりました。楽しい夏休みを迎えられるよう頑張りましょう!(^_^)!

以前友人が「夏休みなんてなくていい。子どもはずーっと学校に行ってほしい」と言っていたことがあります。親としては、家を子どもだけにしておくのは心配ですね。

しかし、夏休みや冬休み等の期間は規則で決められているのです。



土佐清水市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

第2条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第29条に基づく学校の学期は、次の三学期として定めるものとする

- (1) 第一学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第二学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第三学期 1月1日から7月31日まで

2 令第29条に基づく学校の休業日は、次のとおりにする。

- (1) 国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日
- (5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで
- (6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に定める日

3 校長が、教育上必要と認めるときは、前項第3号から第6号までの規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て、当該各号の休業日の通算の範囲内で、その時期又は日数を変更することができる。

4 校長は、特別の必要があると認めるときは、第2項第3号から第6号までの休業日(前項の場合にあっては、変更後の休業日)において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、当該授業を行った休業日を授業日とみなす。

中学校は8月の終わりから2学期が始まりますね。第3・4項に基づき実施されています。